

# 福島県子ども読書活動推進計画

(第二次)



平成 22 年 3 月  
福島県教育委員会



## 計画の策定に当たって

子どもの読書活動は、子どもが新しい世界を知り、言葉を学ぶとともに、豊かな人間性や創造性を培うなど、生きる力をはぐくむ上でも大切なものです。

本県においては、平成13年度に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、平成16年3月に「福島県子ども読書活動推進計画」を策定し、各種施策を実施してまいりました。

現在、福島県教育委員会では、平成22年度を初年度とする「第6次福島県総合教育計画」を定め、「“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり」を基本理念に、各教育施策を総合的・計画的に推進していくこととしております。このような中、読書活動については、子どもたちの豊かなこころをはぐくむ施策や地域全体で子どもたちを教え育てる取組みを支援する施策の中の一つとして位置づけ、一層の推進に向け、新たに「福島県子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定することといたしました。

計画の策定に当たっては、現状と課題を検証し、新たな基本方針を設定するとともに、計画を体系化するなどの見直しを図りました。

今後は、本計画に沿って、子どもに読書の楽しさを実感させ、生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるべく、社会全体で子どもの読書活動を推進してまいりますので、県民の皆様のさらなる御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、福島県子ども読書活動推進会議の委員の方々をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただきました県民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成22年3月

福島県教育委員会教育長 遠藤 俊博

# 目次

## 第1章 はじめに

- 1 第一次計画の趣旨と経過について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第二次計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 これまでの取組みと今後の課題

- 1 これまでの取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 数値目標の達成状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 各市町村における「子ども読書活動推進計画」策定の状況・・・・・・・・ 3
  - (2) 公共図書館における図書の個人貸出冊数の推移・・・・・・・・ 4
  - (3) 多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合・・・・・・・・ 4
  - (4) 公共図書館と連携している学校の割合・・・・・・・・ 5
- 3 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (1) 小・中学生の読書の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - (2) 各市町村における子どもの読書環境の現状と課題・・・・・・・・ 7

## 第3章 基本方針と推進体制

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (1) 子どもが読書に親しむ機会の充実のために・・・・・・・・ 9
  - (2) 子どもの読書環境の整備と充実のために・・・・・・・・ 9
  - (3) 子どもの読書活動についての理解の促進のために・・・・・・・・ 10
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  
- <福島県子ども読書活動推進計画の体系図>・・・・・・・・・・ 11

## 第4章 推進の方策

- 1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために・・・12
  - (1) 家庭における子ども読書活動の推進・・・12
  - (2) 地域における子ども読書活動の推進・・・13
  - (3) 学校等における子ども読書活動の推進・・・15
  - (4) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進・・・16
  
- 2 子どもの読書環境の整備と充実のために・・・18
  - (1) 公共図書館等の機能の充実・・・18
  - (2) 学校図書館の機能の充実・・・19
  - (3) 家庭、地域、学校等における連携の推進・・・20
  
- 3 子どもの読書活動についての理解の促進のために・・・21
  - (1) 推進のための広報・啓発・・・21
  - (2) 子どもの読書活動に関する情報の収集と提供・・・22
  - (3) 優れた取組みの奨励と優良図書等の紹介・・・22

## 第5章 数値目標

- 指標一覧・・・23

## 第1章 はじめに

### 1 第一次計画の趣旨と経過について

平成13年12月12日に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「法」という。)第2条には、その基本理念として、「子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とうたわれています。

この理念の実現のために、国は、法第8条に基づき平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、基本となる方針と具体的な方策を示しました。

福島県においては、平成16年3月に法第9条に基づいて「福島県子ども読書活動推進計画」(以下「第一次計画」という。)を策定しました。この計画は、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの読書活動推進を県民運動として展開するために、その基本となる方針と具体的な方策を明らかにしたものであり、実施期間は、平成22年度までの7年間としました。

平成20年3月には、推進の視点を普及啓発から実践に重点を置くなど、計画内容の一部を見直したほか、第一次計画の推進状況を把握するための指標として数値目標を設定し、第一次計画の後期における各種取組みを推進してきました。

### 2 第二次計画の策定について

国においては、平成17年に「文字・活字文化振興法」が成立し、平成18年には「教育基本法」が改正されました。これに伴い「学校教育法」や「図書館法」等の改正が行われ、さらに平成22年を「国民読書年」とする「国民読書年に関する決議」が平成20年に国会(衆参両議院)で採択されました。このような状況を踏まえ、平成20年3月に新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、おおむね5年間にわたる施策の基本的方針が明らかにされたところです。

一方、平成 22 年度を初年度とする第 6 次福島県総合教育計画では、基本理念である「“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり」に基づき次の 3 つの基本目標を掲げています。

### 第 6 次福島県総合教育計画 基本目標

- ( 1 ) 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成
- ( 2 ) 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現
- ( 3 ) 豊かな教育環境の形成

この基本目標の達成に向けて各種施策を展開しますが、読書活動については、基本目標( 1 )において、子どもたちの豊かなところをはぐくむ施策の中の一つとして位置づけ、子どもに読書の楽しさを実感させ、生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるため、学校図書館と公共図書館\*の連携を図りながら、家庭、地域、学校等の連携による子どもの読書活動をより一層進めることとしています。

さらに、基本目標( 2 )の地域全体で子どもたちを教え育てる取組みを支援する施策の中の一つとして読書活動を位置づけ、図書館の蔵書等の相互貸借などを進めることにより、図書館の魅力を高め、地域全体での公共図書館の利用を促進するとともに、読書の大切さを大人も子どもも実感できるよう、様々な取組みを支援していくこととしています。

このような状況を踏まえ、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境を整備するため、県や市町村等が実施すべき施策の方向性を「福島県子ども読書活動推進計画(第二次)」(以下「第二次計画」という。)としてまとめることとしました。

## 3 計画の期間について

本計画は、第 6 次福島県総合教育計画の計画期間との整合性を図り、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

\* 公共図書館 図書館法第 2 条で定められた図書館を指しており、県及び市町村が設置する「公立図書館」と民法第 34 条の法人等が設置する「私立図書館」があります。

## 第2章 これまでの取組みと今後の課題

### 1 これまでの取組み

福島県教育委員会では、平成16年4月に「福島県子ども読書活動推進会議」を設置し、第一次計画に基づき、本県における子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進に努めてきました。

具体的には、「子ども読書活動推進フォーラム」を開催し、子どもの読書活動の普及啓発に努めるとともに、県内各地区で「子ども読書活動推進講座」や「児童書研修会」等による読書ボランティアに対する研修を実施するほか、移動図書館事業を展開するなど、子どもの読書活動推進のための環境の整備を進めてきました。

また、各学校においては、全校一斉の読書活動の実施、必読書コーナーの設置、目標とする読書量の設定等、子ども一人一人の望ましい読書習慣を形成すべく多様な読書活動の推進に取り組んできました。

### 2 数値目標の達成状況について

平成20年3月に第一次計画の見直しを行った際には、それまでの普及啓発から実践に重点を置くなど、内容を見直したほか、計画の推進状況を把握するための4つの数値目標を設定しました。

これまでの達成状況は、次のとおりです。

なお、達成状況の検証には公立学校のデータを採用しました。

#### (1) 各市町村における「子ども読書活動推進計画」策定の状況

平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年(目標値)
5市町	8市町	11市町	30市町村以上

「地方公共団体子ども読書活動推進計画策定状況調査」(文部科学省調査)による本県の状況

市町村の「子ども読書活動推進計画」は、平成21年3月の調査によると県内59市町村中11市町において策定済みとなっていますが、特に、図書館が設置されていない市町村での策定が進んでいない状況がみられます。



## (2) 公共図書館における図書の個人貸出冊数の推移

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 22 年度 (目標値)
3.45 冊	3.55 冊	4.08 冊	3.70 冊以上

1人当たりの年間図書貸出冊数 (公共図書館における総貸出冊数 ÷ 管内人口)  
 「福島県公共図書館・公民館図書室実態調査報告書」(県立図書館調査)

県内の図書館における図書の個人貸出冊数は、図書館をもつ 28 市町村の人口 1 人当たりの年間図書貸出冊数をみると、平成 18 年度から 20 年度にかけて年々増加しており、既に目標を達成しています。

このことから、保護者も含め家庭における読書活動が徐々に進んでいることがうかがえます。

## (3) 多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合

校種 \ 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 22 年度 (目標値)
小学校	65.5%	73.9%	88.3%	80%以上
中学校	52.9%	51.7%	60.3%	70%以上
高等学校	47.8%	43.3%	55.6%	60%以上

「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省調査)による本県の状況

読書活動を推進するため、読み聞かせ、ブックトーク\*、必読書コーナーの設置等、多様な読書活動の推進に取り組んでいる学校は年々増加しており、小学校では既に目標を達成しています。また、小・中学校においては全校一斉の読書活動も高い割合で実施しています。

### (参考) <全校一斉の読書活動を実施している学校の割合>

校種 \ 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
小学校	98.7%	98.7%	99.2%
中学校	79.2%	81.5%	84.9%
高等学校	25.6%	22.2%	26.7%

「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省調査)による本県の状況

\*ブックトーク 一つのテーマを決めて、それに関連する本を選び、その内容を紹介すること。

#### (4) 公共図書館と連携している学校の割合

校種 \ 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 22 年度 (目標値)
小学校	53.0%	54.3%	62.3%	60%以上
中学校	23.3%	26.1%	26.8%	40%以上
高等学校	47.8%	45.6%	37.8%	60%以上

「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省調査)による本県の状況

公共図書館から学校への図書貸出、公共図書館と学校との定期的な連絡会の実施、公共図書館司書等による学校への訪問等、学校と公共図書館の連携については、小学校で既に目標を達成しています。

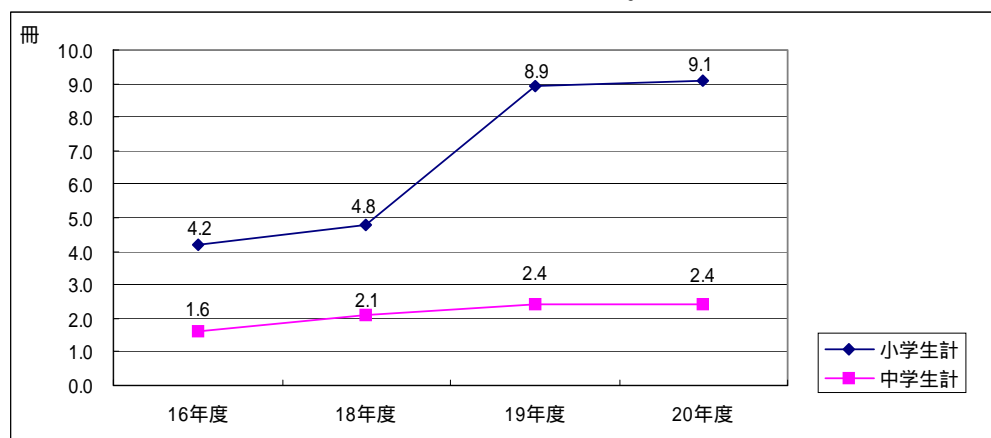
### 3 現状と課題

第一次計画の実施期間における主な現状と課題は以下のとおりです。

#### (1) 小・中学生の読書の現状と課題

##### 平均読書冊数の推移

次のグラフは、平成 16 年度から平成 20 年度までの小・中学生の「1 か月の平均読書冊数」の推移を示したものです。

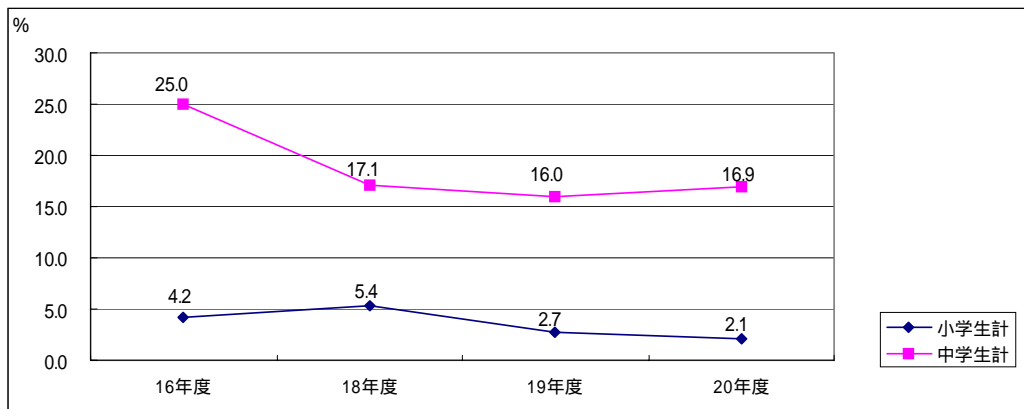


「読書に関する調査」(福島県教育委員会調査)より

平成 20 年度調査における小学生全体の 1 か月の平均読書冊数は 9.1 冊、中学生では、2.4 冊であり、第一次計画に基づいて子どもの読書活動の推進に取り組み始めた平成 16 年度における平均読書冊数と比較すると、いずれも増加しています。

## 1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合

次のグラフは、平成16年度から平成20年度までの「1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合」の推移を示したものです。



「読書に関する調査」(福島県教育委員会調査)より

平成20年度調査における1か月に1冊も本を読まなかった小学生の割合は2.1%、中学生の割合は16.9%であり、第一次計画に基づいて子どもの読書活動の推進に取り組み始めた平成16年度調査の結果と比較すると、その割合はいずれも減少しています。

以上のような現状からは、平均読書冊数は年々増えてはいるものの、伸び悩んでいる状況がみられ、また1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、近年減少しているとは言えない状況にあります。

これらの状況を改善するためには、家庭、地域、学校等が連携し、子どもが読書に親しむ機会を充実させていくことや、子どもを取り巻く読書環境を充実させていく取組みがこれまで以上に必要です。また、社会全体で子どもの読書活動を推進していくために、広く県民に対して子どもの読書活動についての理解を促すことが求められています。

## (2) 各市町村における子どもの読書環境の現状と課題

子ども読書活動推進計画を策定した市町村は、平成 21 年 3 月時点で 11 市町にとどまるなど、子ども読書活動への市町村の取組状況に差がみられます。

このことから、地域が一体となって取り組む体制を整えていくために、市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定をさらに促すとともに、図書資料の相互貸借や移動図書館の活用など、関係機関が連携した取組を通して、子どもの読書環境を一層充実させることが求められています。

また、平成 20 年度の福島県公共図書館協会の調査によると、市町村立図書館は、学校等との連携やボランティアの参画による子ども向けのサービスを行うなどの取組みの充実を図っていますが、子どもの読書環境を一層充実させるためには、これらの取組みをさらに進めていく必要があります。

### (参考) < 学校等、ボランティアと連携を図っている市町村立図書館の割合 >

項目	年度	平成 20 年度
学校等と連携を図っている市町村立図書館の割合		66.0%
ボランティアと連携を図っている市町村立図書館の割合		56.0%

「福島県公共図書館・公民館図書室実態調査報告書」(県立図書館調査)より



## 第3章 基本方針と推進体制

### 1 基本方針

子どもに読書の楽しさを実感させ、生涯にわたる望ましい読書習慣を形成させるためには、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で取組みを進めていくことが重要です。

そこで、数値目標の達成状況やこれまでの現状と課題を踏まえ、第二次計画においては、次の3点を基本方針とし、推進体制を整備し、具体的な取組みを明らかにしていくこととしました。

#### (1) 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、子どもが読書に親しむ機会を充実させることが大切です。

このため、乳幼児期から親子での読み聞かせ等で本に親しむなど、家庭を原点として、地域、学校等において、子どもが本に親しむ機会の充実をめざします。

また、子どもが自ら読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、保育所や幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、子どもの読書活動推進に向けた特色ある取組みが展開されることをめざします。

#### (2) 子どもの読書環境の整備と充実のために

地域全体で子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの目的や意欲に応じ、読みたい本や知りたい情報を提供するための読書環境の整備と充実が大切です。

このため、公共図書館、公民館図書室及び学校図書館については、県と市町村の役割分担のもと、その機能の充実や、子どもの読書活動を支える人の資質の向上をめざします。

また、取組みの充実を図るため、子どもの読書活動推進に活躍しているボランティアや民間団体を含め、家庭、地域、学校等が連携・協力する仕組みの構築をめざします。

### (3) 子どもの読書活動についての理解の促進のために

読書によって、子どもは新しい世界を知り、新しい自分自身を発見していくことができます。よい本との出会いにより、子どもは多くのことを学ぶとともに、豊かな人間性がはぐくまれていきます。

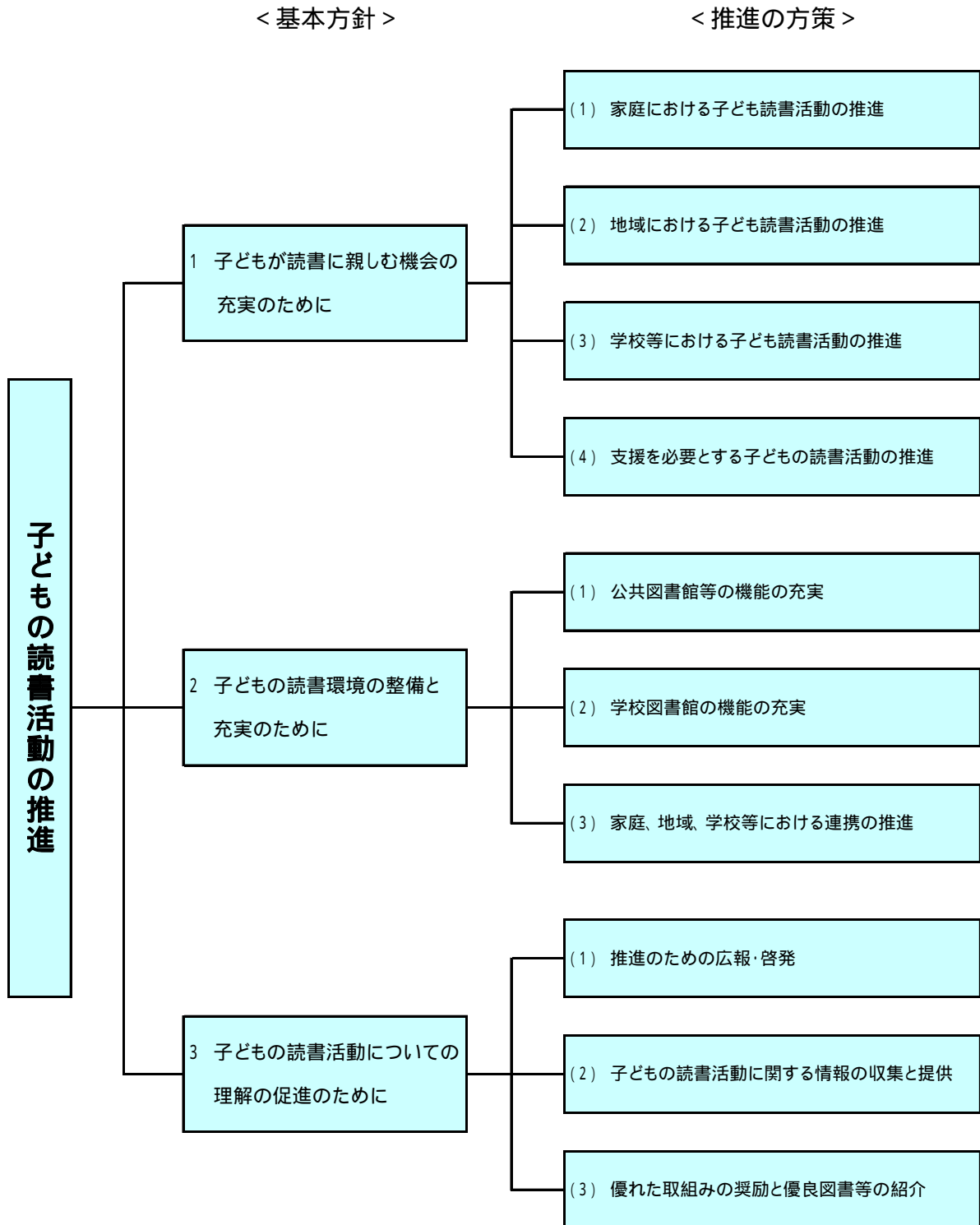
そして、子どもにとってよい本との出会いは、多くの場合、周囲の大人からの働きかけや関わりによって始まります。

このため、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民に広く理解が深まるよう努めるほか、優れた実践の拡大や一層の定着に努め、県全体として子どもの読書活動の推進が図られることをめざします。

## 2 推進体制

学校図書館関係者や有識者で構成する「福島県子ども読書活動推進会議」を設置し、計画の進捗状況についての確認や提言のほか、広報活動や事業の展開、関係団体等との連携、協力体制についての検討を行います。

<福島県子ども読書活動推進計画の体系図>





## 第4章 推進の方策

### 1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

#### (1) 家庭における子ども読書活動の推進

##### < 推進の必要性 >

保護者等大人から心を込めて本を読んでもらうことは、幼い子どもにとって楽しみであり、情緒の安定やことばの獲得のためにも大切なことです。本を通して得られる大人と子どものふれあいは、大人との信頼感を深め、子どもの心に幸福感を与えます。

また、乳幼児期に絵本や物語等に親しむ体験は、子どものことばと心の発達に影響するだけでなく、豊かな人間性をはぐくむ上でも重要です。

家庭における子どもへの読み聞かせは、子どもが本の楽しさを味わい、読書習慣を形成するきっかけとなることから、家庭を原点として、読書習慣が子どもの生活の中にしっかりと根付いていくよう保護者がより積極的に関わりを持つことが必要です。

このため、それぞれの家庭において読書に親しむ機会をより一層充実させるために、子どもの読書活動への関わりの重要性について、保護者への啓発に努める必要があります。

##### < 具体的な取組み >

家庭教育支援に関する講座等を活用して、保護者に対して読書の重要性を啓発するとともに、読み聞かせ等の読書の楽しさを味わう機会を提供するよう市町村の取組みを促します。

ブックスタート事業\*等を活用して、保護者に対して乳幼児期からの読み聞かせを奨励するよう、市町村の取組みを促します。

---

\*ブックスタート事業 絵本等を通して保護者と子どものふれあいを進めるため、乳幼児健診等の機会に乳幼児と保護者に絵本やアドバイス集などの入ったブックスタート・パックを説明の言葉を添えてプレゼントする運動のこと。

## (2) 地域における子ども読書活動の推進

### < 推進の必要性 >

子どもが気軽に本と出会い、読書の楽しさを味わっていくためには、身近な地域において本に親しむ機会を充実させることが大切であり、県と市町村はそれぞれの役割を踏まえつつ、相互に連携・協力していくことが重要です。

県立図書館は、移動図書館等の支援事業や児童図書に関する研究等を通して、市町村や学校等における子ども読書活動の取組みへの支援を充実させていく必要があります。

市町村は、国や県の計画を基本とし、市町村の現状を踏まえ、子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に積極的に取り組むことが求められています。

また、市町村立図書館や公民館図書室（以下「市町村立図書館等」という。）は、地域に密着した身近な施設として、地域のニーズにきめ細かに対応していくことが求められています。

さらに、子ども読書活動に取り組んでいる民間団体や読書ボランティアとの連携をより一層図るとともに、その活動を支援していく必要があります。

### 県立図書館における子ども読書活動推進の取組み

#### < 具体的な取組み >

移動図書館による図書資料の貸出等により、市町村立図書館等への支援の充実を図ります。

図書資料の相互貸借や支援貸出を円滑に行うため、物流ネットワーク\*を整備するとともに、県立図書館の情報ネットワークシステムへの参加を促すことにより、市町村立図書館等との連携を推進します。

学校図書館を支援するため、市町村立図書館を通して、図書資料を貸し出すシステムの構築をめざします。

「おはなし会」や図書館見学等の実施により、子どもが本や図書館に親しむ機会を提供します。

---

\* 物流ネットワーク 県立図書館から遠方にある利用者が、最寄りの市町村立図書館等で県立図書館の図書資料を受け取り、返却できるようにするための物流体制。

「こどものへや\*」や児童図書研究室\*の運営において得られた成果を生かし、市町村立図書館等をはじめ、子どもの読書活動を推進する関係者へ適切な助言等を行います。

利用者の問い合わせに応じて、子ども向け図書や子どもの読書活動に関する情報等を提供します。

インターネットによる貸出予約制度の周知に努め、その利用の促進を図ります。

県立図書館は、点字図書館など関係機関と連携し、視覚に障がいのある子どもの読書活動に関する情報を収集し、市町村立図書館等の活動を支援します。

県立図書館は、帰国子女や外国籍の子ども等の読書活動の支援のため、多言語による図書資料を収集・提供し、市町村立図書館にも同様の取組みを促します。

## 市町村における子ども読書活動の推進

### <具体的な取組み>

市町村における子ども読書活動の取組みの充実を図るため、「子ども読書活動推進計画」が未策定の市町村に対しては、先進事例の紹介や助言等により策定を促すとともに、策定済みの市町村に対しては、計画に基づく着実な推進を促します。

子どもが本に興味を持ち、読書への関心を高めるためのサービスや情報の提供が行われるよう、各市町村における次のような取組みを促します。

- ・ 読み聞かせ、紙芝居等の実施や児童書の展示方法を工夫することにより、子どもが読書に親しむ機会を充実させること。
- ・ 利用者の問い合わせに応じて、子ども向け図書や子どもの読書活動に関する情報等を提供すること。
- ・ 市町村立図書館等において資料情報のデータベース化を進め、利便性の向上を図ること。
- ・ 児童館、放課後子ども教室等において、読書活動の機会や場を提供すること。

---

\* こどものへや 絵本や児童書等を集めた県立図書館内の一室。子どもを対象とした読み聞かせ等の催しも行われる。

\* 児童図書研究室 市町村立図書館等に対し、児童向けの図書サービス運営の方向性を示すとともに研究資料の収集を充実させるため、県立図書館に設置されている研究室。

## 民間団体等の活動に対する支援の取組み

### < 具体的な取組み >

県のホームページに民間団体や地域の読書ボランティアに関する情報を掲載することなどを通して、民間団体等のネットワークづくりを支援します。

民間団体等が行う活動を支援するため、読書活動推進に関する助成等の情報の提供に努めます。

民間団体や読書ボランティアの活動については、その活動の場を拡大するため、県立図書館等の利用に便宜を図るとともに、市町村に対しても図書館や公民館等の公共施設の利用に便宜を図るよう働きかけます。

## (3) 学校等における子ども読書活動の推進

### < 推進の必要性 >

学校等における読書活動は、子どもたちの生きる力を支える確かな学力を身につけるとともに豊かな人間性や社会性を養う上で基盤となるものであり、教科学習をはじめ様々な教育活動の中で行われています。保育所や幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の子どもの発達段階に応じて、読書に親しむ態度を育成し、望ましい読書習慣を形成することが大切です。

特に、授業等において計画的に学校図書館を利用するとともに、子どもたちにとって身近で魅力あるものになるよう運営していくことにより、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての役割と、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての役割を果たしていく必要があります。

また、保育所や幼稚園において絵本や物語等に親しむ体験は、ことばや想像力を身につけることにつながるとともに、その後の読書習慣を形成する上で重要です。

### <具体的な取組み>

各教科、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動全体において学校図書館の計画的な活用を図ることにより、読書習慣の形成を促進します。

児童生徒に対する図書購入希望調査の実施や自主的な図書委員会活動の推進により、児童生徒が読書について興味・関心を高め、自ら意欲的に利用しようとする学校図書館となるよう促します。

司書教諭や図書館教育を担当する教員（以下「司書教諭等」という。）を中心とした校内体制の充実とともに、学校の実態に応じた読み聞かせやブックトーク等の様々な読書活動の取組みを奨励します。

読書への意識を高めるため、読んだ本について家庭でも話題にすることなどを学校図書館だよりや PTA 集会での読書の勧め等を通して、学校が保護者や児童生徒に働きかけることを促します。

小・中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの優れた取組みの事例を提供し、校種や学校の実態に応じた取組みが行われるよう促します。

保育所や幼稚園において、読書の楽しさを味わうことができるよう、読み聞かせ等の様々な機会を提供するよう促します。

## (4) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

### <推進の必要性>

様々な障がいがあり特別な支援を必要とする子どもや帰国子女、外国籍の子ども等が、読書を楽しめる環境を整えることが重要です。

学校や、公共図書館及び公民館図書室（以下「公共図書館等」という。）においては、支援を必要とする子どもが読書を楽しむことができるように、読書活動への支援と環境の整備を進めることが必要です。

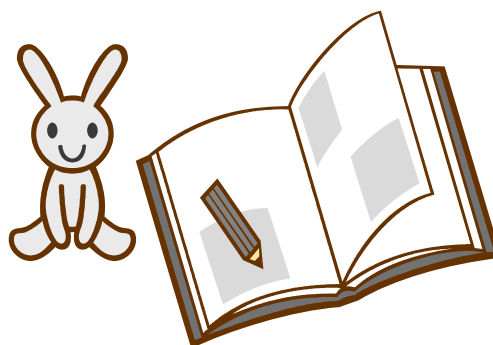
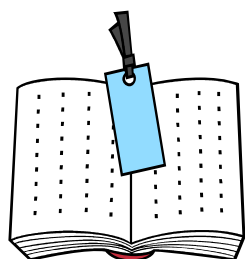
### <具体的な取組み>

学校等や公共図書館等において、障がいの状況に応じて、拡大読書器、点字併用本、拡大写本、紙芝居、さわる絵本、字幕付きビデオ、録音図書等の活用や読み聞かせ等が実施されるよう促します。

公共図書館等で、読み聞かせ等の行事を実施する場合には、優先スペースの確保等により、障がいのある子どもが参加しやすい環境づくりを進めるよう促します。

県立図書館は、点字図書館など関係機関と連携し、視覚に障がいのある子どもの読書活動に関する情報を収集し、市町村立図書館等の活動を支援します。(再掲)

県立図書館は、帰国子女や外国籍の子ども等の読書活動の支援のため、多言語による図書資料を収集・提供し、市町村立図書館にも同様の取組みを促します。(再掲)



## 2 子どもの読書環境の整備と充実のために

### (1) 公共図書館等の機能の充実

#### < 推進の必要性 >

公共図書館等は、地域における子ども読書活動を推進する中心的な役割を担うことから、子どもが読書に親しむことができるよう、機能を一層充実させることが求められています。

#### < 具体的な取組み >

市町村に対しては、子どもが読書に親しむことができる市町村立図書館等の機能を充実させるために、次のような取組みを促します。

- ・ 子ども向け図書資料の計画的な整備を図ること。
- ・ 子どもが安心して読書することができる児童コーナー等を確保するとともに、子どもと本を結ぶ役目を担う知識と技術を有する人を配置すること。
- ・ 司書の配置、移動図書館車等の整備、ボランティア養成のための研修の実施等を推進すること。
- ・ 開館日や開館時間の設定に当たっては利用者の声を十分に反映するなど、利用の促進に配慮した運営に努めること。
- ・ 図書館等の情報を発信するためのホームページ開設や、来館者がインターネットを活用するための機器の整備等、情報化を一層推進すること。

県立図書館は、物流ネットワークの整備や情報ネットワークシステムの活用を通して、図書資料の相互貸借や支援貸出を円滑に行い、市町村立図書館等を支援します。

県立図書館は、市町村立図書館等の職員に対する研修の機会を提供するとともに、要望に応じて講師派遣、資料提供を行うことを通して市町村立図書館等を支援します。

## (2) 学校図書館の機能の充実

### < 推進の必要性 >

学校図書館は、学習を支援する場であるとともに、子どもにとって身近な読書活動の場として、学校における読書活動の中核的な役割を担うことから、児童生徒の多様な興味・関心に応える学校図書館の機能の充実が必要です。

### < 具体的な取組み >

市町村に対しては、児童生徒の多様な興味・関心に応える学校図書館の機能を充実させるために、次のような取組みを促します。

- ・ 小・中学校の学校図書館の図書資料について、すべての学校で学校図書館図書標準\*を満たすとともに、子どもの多様な関心に対応する計画的な整備を図ること。
- ・ 学校図書館の利便性向上と他の施設との図書資料の相互貸借等のため、学校図書館への情報機器等の整備、学校図書館の資料情報のデータベース化、インターネット等による情報公開を行うこと。

県立図書館は、物流ネットワークや情報ネットワークシステムの活用を通して、市町村立図書館と連携し、図書資料の貸出を行うことにより、学校図書館を支援します。

県立図書館は、司書教諭等の専門的知識・技能を向上させることができるように、研修会への参加を促すとともに、要望に応じて講師派遣、資料提供を行うことを通して学校図書館を支援します。

学校の実情に合わせた効果的な学校図書館の運営や、特色ある環境づくりの事例を各学校に紹介します。

県立学校の学校図書館の蔵書の整備に当たっては、生徒の多様な興味・関心に対応した図書資料を選定することはもとより、進路実現に必要な専門的な図書資料を選定します。

県立学校の学校図書館の図書資料については、資料情報の共有化により、学校間の相互利用を図ります。

---

\* 学校図書館図書標準 文部科学省が定めている、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

例えば、12 学級の小学校では 7,960 冊と定められ、学校図書館図書標準達成のため、国による地方財政措置が取られています。



### (3) 家庭、地域、学校等における連携の推進

#### < 推進の必要性 >

子どもの読書環境の整備と充実を図るためには、家庭、地域、学校等におけるそれぞれの役割分担を踏まえた上で、相互の連携の推進が必要です。

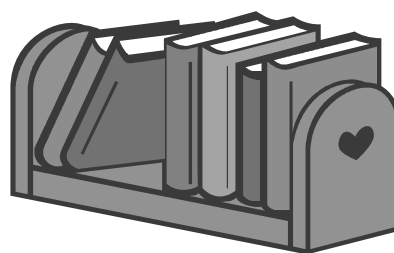
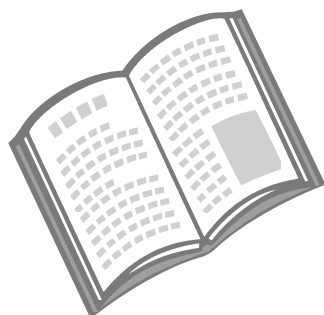
#### < 具体的な取組み >

保護者と学校間において、それぞれの子ども読書活動に関する情報を相互に交換することにより、家庭と学校がともに子ども読書活動に取り組む仕組みづくりを促します。

公共図書館等と地域の読書ボランティアが協力し、「おはなし会」や読み聞かせを行うなど、保護者と子どもが魅力ある読書活動を一緒に体験できる場を提供するよう促します。

公共図書館等と学校が協力し、公共図書館等の図書資料の貸出や職員の派遣をするなど、学校において多様な読書活動が行われるよう促します。

地域の読書ボランティアと学校等が協力し、地域の読書ボランティアが学校等で読み聞かせやブックトークを実施するなど、子どもが読書の楽しさを味わうことができるよう促します。



### 3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

#### (1) 推進のための広報・啓発

##### < 推進の必要性 >

子どもの読書活動に関わる人はもとより、広く県民の理解と関心を高め、子どもの読書活動を推進するためには、日常の広報・啓発の取組みに加え、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められた「子ども読書の日\*」等の機会をとらえ、広報・啓発に努める必要があります。

##### < 具体的な取組み >

「子ども読書の日」、「こどもの読書週間\*」、「文字・活字文化の日\*」、「読書週間\*」の機会をとらえ、各種広報媒体により読書活動推進に関する取組みを紹介するなど、広報・啓発に努めます。

また、「ふくしま教育の日\*」や「ふくしま教育週間\*」においても、県内の子どもの読書活動の推進に向けた気運がより一層高まるよう、広報・啓発活動に努めます。

県立図書館は、「子ども読書の日」等における取組みとして、ホームページによる広報・啓発に加え、「おはなし会」、紙芝居等の実施や児童書の展示等により、子ども読書活動への関心を高めるよう努めます。

---

\*子ども読書の日 法において、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に定められた日（4月23日）。

\*こどもの読書週間 社団法人読書推進運動協議会により、子どもの読書活動の普及・啓発を図るために定められた期間（4月23日から5月12日まで）。

\*文字・活字文化の日 平成17年7月29日に公布・施行された文字・活字文化振興法により、国民に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるために定められた日（10月27日）。

\*読書週間 社団法人読書推進運動協議会により、読書推進する行事を集中して行う期間（10月27日から11月9日まで）。

\*ふくしま教育の日・\*ふくしま教育週間

平成15年3月24日に公布・施行されたふくしま教育の日条例により、県民の教育に対する理解を深め、本県の学校教育、社会教育及び文化を充実させ、並びに発展させることを期する日として11月1日がふくしま教育の日、また、その取組みを行う期間として、11月1日から同月7日までがふくしま教育週間と定められています。

「子ども読書の日」等において、子どもの読書活動の広報・啓発を図るため、関係機関における次のような取組みを促します。

- ・ 市町村立図書館等が読み聞かせ、紙芝居等の実施や児童書の展示等により、子ども読書活動への関心を高めること。
- ・ 市町村の広報誌等や家庭教育支援に関する講座を通して、子ども読書活動への理解を深めること。
- ・ 各種広報媒体により子どもの読書活動推進に関する取組みを紹介するなど、広報・啓発に努めること。

## (2) 子どもの読書活動に関する情報の収集と提供

### < 推進の必要性 >

子どもが本に出会い、読書に親しみ、また、楽しむためには、子どもの読書活動に関する情報がいつでも、どこでも、だれでも利用できることが大切です。

### < 具体的な取組み >

学校、公共図書館等、民間団体、読書ボランティアによる子どもの読書活動推進に係るそれぞれの特色を活かした取組みに関する情報を収集し、ホームページ等の活用により、広く県民への情報の提供に努めます。

## (3) 優れた取組みの奨励と優良図書等の紹介

### < 推進の必要性 >

学校、公共図書館等、民間団体、ボランティア等における子どもの読書活動の推進のためには、それぞれの特色を活かして子どもの読書活動推進に取り組むよう働きかけを行うとともに、その優れた取組みを奨励し、広く紹介する必要があります。

### < 具体的な取組み >

優れた取組みを実施している学校や団体等をホームページ等で紹介するなど、その取組みを奨励します。

福島県青少年健全育成審議会が推薦する優良図書や各種団体等の推薦図書などの紹介を通して、子どもの読書活動に関する広報・啓発を図ります。

## 第5章 数値目標

(指標一覧)

番号	目標	指標	現況値	目標値 平成 26 年
1	子ども読書活動推進を県民に広く認識してもらうため、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を促します。	市町村における子ども読書活動推進計画の策定率	18.6% (平成 20 年度)	60%以上
2	家庭における読書活動を推進し、「本を 1 か月に 1 冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。	本を 1 か月に 1 冊以上読んだ児童生徒の割合	小学校	
			97.9% (平成 20 年度)	100%
			中学校	
			83.1% (平成 20 年度)	90%以上
3	学校において多様な読書活動を実施し、子どもの読書活動の推進のための取組みを促進します。	多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合	小学校	
			88.3% (平成 20 年度)	95%以上
			中学校	
			60.3% (平成 20 年度)	80%以上
			高等学校	
			55.6% (平成 20 年度)	70%以上
4	多くの県民に読書に親しんでもらうため、公共図書館等の個人の貸出冊数の増加を図ります。	県立図書館、市町村立図書館、私立図書館、公民館図書室における図書の県民一人当たりの個人貸出冊数	3.79 冊 (平成 20 年度)	4.3 冊以上
5	児童生徒の読書活動を支援するため県立図書館から学校図書館への貸出冊数の増加を図ります。	県立図書館による学校図書館への貸出冊数	1,029 冊 (平成 20 年度)	5,000 冊以上

番号	目標	指標	現況値	目標値 平成 26 年
6	利用者の利便性の向上を図るため、図書館の情報化・ネットワーク化を推進します。	図書館情報ネットワークシステムへの参加市町村数	7 市町村 (平成 20 年度)	20 市町村 以上
7	学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公共図書館の連携を促進します。	公共図書館と連携している学校の割合	小学校	
			62.3% (平成 20 年度)	80%以上
			中学校	
			26.8% (平成 20 年度)	40%以上
			高等学校	
			37.8% (平成 20 年度)	60%以上
8	学校図書館において読書ボランティアと連携し、子どもの読書活動を推進します。	読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	小学校	
			61.1% (平成 20 年度)	75%以上
9	子どもの読書活動に関する読書ボランティアの団体の活性化を図ります。	読書ボランティアの団体数、人数	団体数	
			286 (平成 21 年度)	330 以上
			人数	
			4,299 人 (平成 21 年度)	5,000 人 以上